

山梨県公報

第二千十八号

平成二十二年

二月十五日

月 曜 日

目次

県営土地改良事業計画の決定(四件).....	五七
団体営土地改良事業計画の変更認可.....	五八
道路の区域変更.....	五八
道路の供用開始.....	五八
公 告	
地方独立行政法人山梨県立病院機構に承継する権利及び義務の閲覧について.....	五九
人事委員会	
平成二十二年山梨県職員等採用試験の実施.....	五九
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	六一

告 示

山梨県告示第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(山梨県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から同年三月十五日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十二年三月十六日から同年三月三十日まで

山梨県告示第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(上栗原地区県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から同年三月十五日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成二十二年三月十六日から同年三月三十日まで

山梨県告示第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(万力地区県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間
平成二十二年二月十六日から同年三月十五日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 異議申立期間
平成二十二年三月十六日から同年三月三十日まで

山梨県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（上野原南部地区 県営中山間地域総合整備事業）の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

- 平成二十二年二月十五日
山梨県知事 横 内 正 明
- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十二年二月十六日から同年三月十五日まで
- 三 縦覧場所
上野原市役所
- 四 異議申立期間
平成二十二年三月十六日から同年三月三十日まで

山梨県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、長浜土地改良区理事長三浦準治から申請のあった土地改良事業計画の変更について、平成二十二年二月五日に認可した。
平成二十二年二月十五日
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年三月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十五日
山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
葦崎市穂坂町宮久保字三百水六九七番の一地先から 葦崎市穂坂町宮久保字女夫石五一八番の一地先まで	八・二丁 五〇・〇	七・〇 九・〇	(メートル)	二五七・〇 二五七・〇

山梨県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年三月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十五日
山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字湯島字沼一二三番の三地先から 南巨摩郡早川町大字新倉字西草里道下二八九一番の七地先まで	一八七四・〇	平成二十二年二月二十四日

公 告

◎ 地方独立行政法人山梨県立病院機構に承継する権利及び義務の閲覧について
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十六条第一項の規定により、平成二十二年四月一日に山梨県が設立を予定している地方独立行政法人山梨県立病院機構に当該法人が行う業務に関し現に山梨県が有する権利及び義務を承継させるので、同条第二項の規定により、次のとおり関係書類を閲覧に供する。
なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができ。

平成二十二年二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 閲覧期間

平成二十二年二月十八日から平成二十二年三月二十三日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）

二 受付時間

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 閲覧場所

甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院内 県立病院経営企画室

四 閲覧に供する書類

地方独立行政法人山梨県立病院機構の成立の日現在における地方独立行政法人山梨県立病院機構の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

五 その他

詳細については、山梨県福祉保健部県立病院経営企画室法人化推進担当（電話〇五五二二三 七一一 内線二五〇四）に問い合わせること。

人事委員会

◎ 平成二十二年山梨県職員等採用試験の実施
平成二十二年山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。
平成二十二年二月十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成22年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分	試験案内・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格 発表日	
職員採用上級試験	5月12日(水)	5月12日(水) ～5月28日(金)	6月27日(日)	9月3日(金)	
職員採用初級試験	7月9日(金)	8月6日(金) ～8月27日(金)	9月26日(日)	11月12日(金)	
資格免許職職員採用試験					
小中学校事務職員採用試験					
民間企業等職務経験者職員採用試験	5月12日(水)	5月12日(水) ～5月21日(金)	6月27日(日)	9月3日(金)	
身体障害者対象職員選考試験	7月9日(金)	8月6日(金) ～8月27日(金)	9月19日(日)	11月12日(金)	
警察官採用試験A	第1回	3月18日(木)	3月24日(水) ～4月23日(金)	5月9日(日)	7月23日(金)
	第2回	7月9日(金)	7月21日(水) ～8月20日(金)	9月19日(日)	12月3日(金)
警察官採用試験B					

※ 試験区分によっては試験を実施しない場合があるので、県のホームページ及び各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十二年二月十五日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井 洋

別表第四中

五六七	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマート トイン ター下 り線流 出部転 回路）	甲斐市竜地二、七四一 番地一先から甲斐市竜 地二、七二二番地先ま で（下り線流出部転回 部）（四〇メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	韮崎 平成二十二年一 二月一〇日 告示第一二四 号
-----	---	--	----	---------------------	---------------------------------------

を

五六七	中央自動車道 西宮線 （双葉 スマート トイン ター下 り線流 出部転 回路）	甲斐市竜地二、七四一 番地一先から甲斐市竜 地二、七二二番地先ま で（下り線流出部転回 部）（四〇メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	韮崎 平成二十二年一 二月一〇日 告示第一二四 号
-----	---	--	----	---------------------	---------------------------------------

に改める。
別表第十中

五六八	市道	甲府市寿町七番二二号 先（荒川橋東詰交差点 左折導流部）（八メー トル）	車両	車両進行 南から西 へ終日	甲府 平成二十二年二 月一五日 告示第一三三 号
五六九	市道	北杜市長坂町長坂上条 六二二番地先（丁字路 交差点）から北杜市長 坂町長坂上条二、六三 六番地先（丁字路交差 点）まで（八〇メー トル）	車両	車両進行 南から北 へ終日	北杜 平成二十二年二 月一五日 告示第一三三 号

を

八	国道五 二号線	甲府市宝三丁目二七番一四号先 （荒川橋東詰）交差点	四	甲府 四九・四・一 一六号
八	国道五 二号	甲府市寿町七番二二号先（荒川 橋東詰交差点）	五	甲府 平成二十二年二 月一五日 告示第一三三 号

に

二五六	市道 長松寺 荒川線	甲府市荒川町八一九番地先（保 坂敏方前）交差点	一	甲府 四九・四・一 一六号
-----	------------------	----------------------------	---	---------------------

を

二五六	削除			甲府 平成二十二年二 月一五日 告示第一三三 号
-----	----	--	--	--------------------------------------

五、三三六	県道横手日野春停車場線	北杜市武川町山高一、二四四番地先（市立武川中学校南側丁字路交差点）	一	北杜	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
-------	-------------	-----------------------------------	---	----	-----------------------

五、三三六	県道横手日野春停車場線	北杜市武川町山高一、二四四番地先（市立武川中学校南側丁字路交差点）	一	北杜	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
五、三三七	県道茅野北杜蕪崎線	北杜市長坂町長坂上条三、一〇八番地八先（県道茅野北杜蕪崎線と農道との丁字路交差点）	一	北杜	平成二十二年二月一日 告示第一三三号
五、三三八	県道茅野北杜蕪崎線	北杜市長坂町長坂上条六二二番地九先（市営やまなみ団地前）	一	北杜	平成二十二年二月一日 告示第一三三号
五、三三九	農道	北杜市長坂町長坂上条一、五一一番地一先（十字路交差点）	一	北杜	平成二十二年二月一日 告示第一三三号
五、三三〇	農道	北杜市長坂町長坂上条一、四三〇番地一一先（十字路交差点）	一	北杜	平成二十二年二月一日 告示第一三三号
五、三三二	市道	大月市富浜町鳥沢五六二番地先（富浜中学校北側）	一	大月	平成二十二年二月一日 告示第一三三号

に改める。
別表第十四中

一、六八二	市道	甲斐市竜地三、四二番地先（鳥ヶ池橋北詰）から甲斐市竜地二、五〇六番地先（双葉スマートIC入口交差点）までの両側	六八〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	四〇	葦崎	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
-------	----	---	-----	------------------	----	----	-----------------------

一、六八二	市道	甲斐市竜地三、四二番地先（鳥ヶ池橋北詰）から甲斐市竜地二、五〇六番地先（双葉スマートIC入口交差点）までの両側	六八〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	四〇	葦崎	平成二十二年二月一日 告示第一二四号
一、六八三	県道富士河口湖芦川線	笛吹市芦川町上芦川六五五番地三先（新間名板橋西詰）から南都留郡富士河口湖町大石一、五七一番地（県道富士河口湖精進線）までの両側	五、八二〇	車両（原付・けん引①②③を除く。）	五〇	笛吹 富士 吉田	平成二十二年二月一日 告示第一三三号

に改める。
別表第十五中

四七二	県道葦崎南アルプス中央線（新山梨環状道路）	中央市成島一、二七五番地一先（新山梨環状道路四車線区間終点）から中央市極楽寺一五八番地一先（玉穂東ランプ）までの両側	八〇〇	自動 車	終日	南 甲 府	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-----	-----------------------	--	-----	---------	----	-------------	----------------------

四七二	県道富 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路)	中央市成島一、二七 五番地一先(新山梨 環状道路四車線区間 終点)から中央市極 楽寺一五八番地一先 (玉穂東ランプ)ま での両側	八〇〇	自動 車	終日	南甲 府	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
四七二	県道富 土河口 湖芦川 線	笛吹市芦川町上芦川 六五五番地三先(新 間名板橋西詰)から 南都留郡富士河口湖 町大石一、五七一番 地(県道富士河口湖 精進線)までの両側	五、八二〇	車両	終日	笛吹 富士 吉田	平成二二 年二月一 五日 告示第一 三号

に改める。
別表第十六中

一、七二五	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条六二二 番地先(農大入口)東側	長坂	五〇・一〇・六 三三三号
-------	----	-------------------------------	----	-----------------

一、七二五	削除		北杜	平成二二年二月 一五日 告示第一三三 号
-------	----	--	----	-------------------------------

一一、四七八	市道	大月市大月町花咲一、二三八番 地八八先(十字路交差点・北進 車両)	大月	平成二二年二 月一〇日 告示第一二四 号
--------	----	---	----	-------------------------------

一一、四七八	市道	大月市大月町花咲一、二三八番 地八八先(十字路交差点・北進 車両)	大月	平成二二年二 月一〇日 告示第一二四 号
一一、四七九	市道	甲府市寿町七番一、二号先(荒川 橋東詰交差点左折導流部・西進 車両)	甲府	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八〇	市道	南アルプス市上今諏訪八五〇番 地三先(山梨県緑化センター白 根緑化園前丁字路交差点・南進 車両)	南アル プス	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八一	市道	北杜市長坂町長坂上条二、六三 六番地先(丁字路交差点・北進 車両)	北杜	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八二	市道	北杜市長坂町長坂上条一、五一 一番地一先(十字路交差点・南 進車両)	北杜	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八三	市道	北杜市長坂町長坂上条一、五一 一番地一〇先(ホヤ(株)長坂寮北 側十字路交差点・北進車両)	北杜	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八四	市道	北杜市長坂町長坂上条一、四三 〇番地一先(とんかつ武いち 南側十字路交差点・南進車両)	北杜	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八五	市道	北杜市長坂町長坂上条一、四三 〇番地一〇先(十字路交差点・ 北進車両)	北杜	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号
一一、四八六	県道富 土河口 湖芦川 線	笛吹市芦川町上芦川六五五番地 三先(新間名板橋西詰丁字路交 差点・西進車両)	笛吹	平成二二年二 月一五日 告示第一三三 号

に改める。

一一、四八七	県道富士河口湖芦川線	南都留郡富士河口湖町大石一、五七一番地先（丁字路交差点・東進車両）	富士吉田	平成二十二年二月一五日 告示第一三三号
--------	------------	-----------------------------------	------	------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番